

市長への手紙（令和4年度分）

「市制施行70周年記念式典の市政功労者表彰の選考基準について」

令和4年11月に開催された上記式典において、多くの方が表彰され大変喜ばしいことだが、その選考基準を知りたい。

【回答】

市政功労者表彰は、5年ごとの周年事業として実施しており、審査基準につきましては、茂原市表彰規定及び表彰の都度制定する記念顕彰要領と審査基準細目に基づくものがございます。

市制施行70周年記念式典における市政功労者の具体的な審査基準ですが、まず功労の区分として、地方自治、産業、教育文化、保健衛生、交通安全、社会福祉、消防の各分野があり、市議会議員または市の特別職を12年以上務めた方、法令や市条例に基づく各種委員会の委員等を15年以上務めた方、及び各分野において10年以上の功労があると認められる方で、平成29年10月2日以降在職又は在職していた方のうち、市制施行65周年記念表彰式において同一分野での表彰者を除く方としております。

次に、篤行・善行功労者は、環境美化、社会福祉、青少年の健全育成などを一定期間継続して行い公共社会に大きく貢献し他の規範となる方でございます。

上記以外にも、特に市勢伸展に尽力され功績のあった方を功労者としております。

次に、感謝状の贈呈者は、金品等の寄付により社会公共へ貢献のあった方でございます。

これらの審査基準に基づきまして、市制施行70周年記念式典での市政功労者を決定しております。

【担当課：秘書広報課】